



# 自転車ルール・マナー確認書

自転車を利用される方は、以下の事項を確認し、安全にご利用ください。  
(各項目に自転車利用者の方ご自身で☑チェックをお願いします。)

## 法令等による主な規定

- 大人も子供もヘルメット**を被りましょう [法第63条の11、条例第19条]
- 自転車損害賠償保険等**に加入しなければなりません [条例第27条-第27条の4]
- 年に1回程度は、**自転車店等**で点検してもらいましょう [条例第21条]
- 重大事故につながるため、**信号や一時停止**は守らなければなりません [信号無視禁止:法第7条、一時停止:法第43条]
- 車道を通行する際は、**左側を通行**しなければなりません [法第17条]
- 追越し、進路変更等をする際は、**後方を確認**しなければなりません [法第26条の2、第28条]
- 歩道を通行する際は、**車道寄り**を徐行しなければなりません  
歩行者の通行を妨げるときは、**一時停止**しなければなりません [法第63条の4]
- 以下の行為は**禁止行為**です
  - **並進** [法第19条]、**二人乗り** [法第57条、規則第10条]
  - **スマートフォン、携帯電話、イヤホン使用** [法第71条、規則第8条]
  - **飲酒運転** [法第65条]、**夜間の無灯火運転** [法第52条、規則第9条]
  - **傘差し運転** [法第71条、規則第8条]
- 自転車は**駐輪場**に停めましょう [自法第12条]

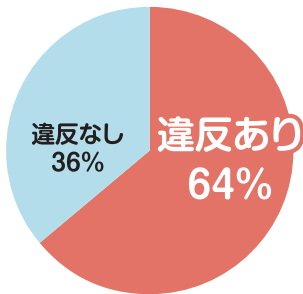
本確認書によるお客様への啓発は、条例により、自転車小売業者に定めた規定に基づき、実施されているものです。  
お問合せは、裏面記載の連絡先までお願いいたします。

表記

法→道路交通法 自法→自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律  
規則→東京都道路交通規則 条例→東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

## 自転車事故の多くで自転車側にも違反があります

自転車事故における違反の有無(令和4年中)

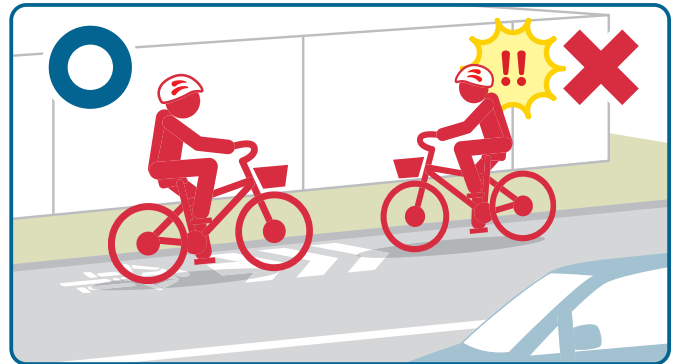


※警視庁統計より作成

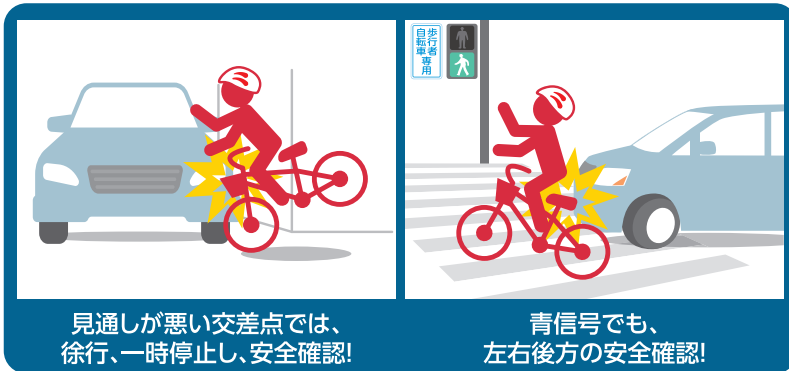


## 車道は左側を通行しましょう

道路(車道)の中央から左の部分を通行しなければなりません。



## 自転車事故の約5割が交差点で起きています



見通しが悪い交差点では、徐行、一時停止し、安全確認!

青信号でも、左右後方の安全確認!

## ながら運転は絶対にやめましょう



禁止です!!

傘をさしながら

携帯電話・スマホを使用しながら

大音量で音楽等を聴きながら

## 万一の事故に備えましょう

### 大人も子供もヘルメットをかぶりましょう



頭部	18人
顔部	1人
胸部	8人
腹部	1人
腰部	2人

30人中18人が頭部に損傷を受けています。(令和4年中)

※警視庁統計より作成

自転車事故による死亡者の約6割が頭部損傷を主因として亡くなっています。ヘルメットを着用すれば、自転車事故での死亡リスクを減らすことができます!

高額賠償事例が発生しています! 損害賠償責任保険等に加入しなければなりません

小学5年生の少年が、坂道を自転車で下っていた際に、前方不注意で女性に衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態。裁判所は、少年の保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じた。〔神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決〕

※火災保険や自動車保険の特約などで既に参加している場合があります。保険等への加入状況を確認しましょう。

お問合せ先

東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課

TEL.03-5388-3127

守るべきルールの確認はこちらから▶

東京都 自転車を利用する皆さんへ

検索



この確認書は「自転車の安全で適正な利用の促進に関する協定」に基づき、au損害保険株式会社が作成しています。

〔協定に基づく主な取組〕

- ・自転車向け保険の収益の一部を都内の自転車交通安全活動に活用
- ・ヘルメット着用中死亡特別保険金補償特約を開発し、追加保険料なしですべての自転車向け保険にセット

自転車向け保険なら

au 損保

au 自転車保険

検索



(2023年5月発行)